
令和3年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第5日)

令和3年9月13日(月曜日)

議事日程(第5号)

令和3年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 議案第64号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第64号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)

出席議員(14名)

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	稲井 義人君
教育長	島埜内 遵君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		野中 康弘君	
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長		鳥井 和昭君	

町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 …………… 川野 和成君
福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 山下 美穂君

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日9月13日午前9時より第3会議室において、委員全員、議長・副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並びに関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告をいたします。

今定例会に新たに付議されました案件は、議案第64号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）についての1件であります。

この1件を提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の本会議に上程することを御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第64号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第64号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆様、おはようございます。

議案第64号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、9月12日までの期間に延長されていた営業時間短縮要請がさらに18日間延長され9月30日までとなったことから、延長期間内の営業時間短縮要請に応じた事業者に対し協力金を支給しようとするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,934万円を追加し、歳入歳出予算の総額を現在御審議いただいております令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）と合わせた金額となりますが、それぞれ119億8,971万5,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第64号令和3年度高鍋町一般会計

補正予算（第9号）について詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、9月12日まで延長されておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請がさらに18日間延長され、9月30日までとなったことから、延長された期間において、営業時間短縮要請に沿って、店舗内における飲食の提供を行わなかった事業者に対し協力金を支給するものでございます。

要請内容といたしましては、延長前と同じく午後8時から翌日午前5時までの間、店舗内における飲食の提供を行わないものとし、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするものとなっております。

事業費についてでございますが、協力金につきましては1億1,700万円、事務費として消耗品費4万8,000円、郵便料3万円、口座振込手数料2万2,000円、受付審査業務委託料224万円の計234万円、合わせて1億1,934万円を増額するものでございます。

歳入につきましては、商工費県補助金が1億764万円、ふるさとづくり基金繰入金1,170万円でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。これ、何回も聞くことになるかもしれませんが、ほかの議員さんからもあったかもしれませんが、再度お伺いいたします。

この時短要請の協力金事業の補助金として上がっておりますが、国と県と町とになっていると思うんですが、その割合をお聞かせ願えたらと思います。

それと、これも再度になるかもしれませんが、対象店舗数及び1日当たり事業規模によって違うと思うんですが、大体どれぐらい支払われるのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。まず、御質疑のございました協力金の負担割合の部分でございますけども、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠というものを活用しております。こちらのほうでは、国が8割、地方負担が2割というふうになっております。宮崎県の場合は、国が8割、地方負担分の2割分を県と町とでそれぞれ1割ずつ負担するという形をとっております。

次に、対象店舗でございますが、こちらもこれまで御提案させていただいている協力金と同じでございます。町内の200店舗を対象として見込んでおります。また、1日当たりの協力金額でございますが、こちらが売上げの規模によりまして算定式がございます。中小企業の場合は、下は2万5,000円から7万5,000円までの間で算定をするようになっております。大企業につきましては、別途算定式がございますのでこれには含まれておりません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。それと、これ、町としてはふるさとづくり基金から充当しておりますが、ふるさとづくり基金はふるさと納税を積み立てていっているものと思っておりますが、一番多かったふるさと納税が25億円ぐらいまで伸びたときと比べて、現在はふるさと納税も半分以下ぐらいまでになっているんじゃないかと思うんですが、そういうことから考えまして、現在このふるさとづくり基金の残高は積み立てている金額は今どれぐらいになっているのか、もし分かればお聞かせ願います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 今回上程させていただいております補正予算（第9号）後の数値でございますが、12億866万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。今2番議員が質疑をしましたので、大体おおよそのことは分かりました。ちょっとこれに加えて私が質疑をしたいのは、これまでずっと時短要求が出て、200店舗しっかりと支援がされているというふう思うんですけども、一体どれくらいの金額が総額的に支援されているのか、店舗に応じた形で違うんでしょうけれども、大体どれくらいになるのかお伺いしたいと思います。

先ほど2万5,000円から7万5,000円まで幅が広くありますということだったんですけども、この売上げに応じた決定というのがなされると思うんですけども、それによっても例えば2万5,000円の売上げがないというところについても2万5,000円が支給されていくのか、例えば税金のほう安くしたいからといって、しっかりと本当に税務申告をされていたかどうかというのは、私のほうには分かりません。そういうところも併せてしっかりと見ていただいているとは思いますが、売上げの少ない店舗に対して、この売上高に応じた減少高に応じたこの1店舗の割合というのが、どういった計算式になっているのか、もう一度再度お伺いしたいと思います。

それから、基金の現在高は聞きましたので分かりましたけれども、一応この基金についての使い道というのは、ある程度ふるさと納税をしていただいた皆さんから要望が出てくると思っています。その要望に沿った使い道になっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。協力金の総額でございますが、今回の時短要請に関しましては、現在御審議いただいております30日までの18日間分を含めましてトータルで48日間時間短縮要請が行われることとなります。ですので、48日間分で全て協力された場合、規模にもよりますが、2万5,000円の場合で120万円の支給総額となるところでございます。

また、売上げの少ない下限以下の事業者についても支給されるのかという御質疑でございますが、こちらのつきましては、協力金という性質のものでございますので、営業保証

という性質のものではございませんので、協力金につきましては、時短要請の協力をいただいた事業者に対しては支給されるものとなっております。売上げのほうも算定の下限以下の場合でも2万5,000円は協力金として支給されるものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。ふるさとづくり基金の使用方法ということだと思いますが、ふるさと納税自体に、数種類にわたってこれに使っていただきたいというようなことで、寄附をされる方の目的の指定がございまして。それに沿ってきちんと使わせていただいております。例えば、子育て支援に使ってほしいとか、町政一般に使っていただきたいというような内容がありますので、使用については、その寄附をされる方の目的に沿った使用となっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。これは、事業者のところからちょっと出たんですけれども、あんまり売上げがないところでも同じ金額と、今までたくさんの従業員を雇ってその人たちも自宅に待機していただいている状況でお金をちゃんと雇用を確保して、また次に再開したときに来ていただくために、その方々にもきちんと給料というか払っているところの方から、やはり120万円というか100万円をいただいても皆さんの給料を賄っていくとやっぱり2か月、3か月、そして再開するにしても、非常に大変な状況になっているということをおっしゃる方もおられるんです。私もよく分かります。だけど、もう私はそれはちゃんと国で決まっていることだから申し訳ないということも申し上げているんですけれども、やはり事業者間であまり不協和音が出てくるのはまずいかなというふうにちょっと思ったところがあったので質疑を行いました。だから、このところでもやっぱり事業者によっては雇用をまだずっと持続されている方などについては、しっかりと把握していただきながら支援を続けて本当にこの飲食業が持つのかどうか、最後までちゃんと運営していけるのかどうかということも含めて、まあ、将来が見えるといったらおかしいけど、コロナが収まった後に、本当にそういうのが見えてくるような支援を行ってきていると確信を持っていらっしゃるのかどうか、そこだけ確認させていただきたいと思います。これは、町長にお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。只今の御質疑ですけれども、最後のですが、この支援によって当然飲食店様はじめ、それに関連する事業の方の強い御支援になることを確信して、この支援が行われているわけでございます。

1件の飲食店に2万5,000円を出すということではなくて、この厳しい中、家賃も払っていない、あるいは酒屋さんにも払っていない、あるいは食料品店さんにもお支払いができていないというのが、今回の支援で家賃が初めてもらえるという不動産業者の方も

おられますし、酒屋さんもやっとなツケが払ってもらえた、あるいは食料品店の方もおられた、あるいは給料をもらっていない方もおられた。要するに飲食店にやるというよりは、関連している産業全てにつながっているということ認識していかないと、事業というものは、関連業種、関連事業というのがあって、その中で動いているということ認識していただく。一つ支援をすることが大きく輪が広がりながら潤っているという、この厳しい中、この認識のもとに支援をしていると、御認識を賜ればと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第64号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）に対し、賛成の立場で討論を行います。

先ほど、町長も答弁をされました。本当にコロナ禍にあつてどうしていいかわからない状況にある事業者にとって、この支援が本当に救いとなるような状況であればよろしいと思っております。そして、そこで雇用されていた人たち、そして先ほど町長も言われましたけれども、そこに付随する酒屋さんをはじめ、いろんな会社がかっついております。その皆さんが本当に路頭に迷わない、そういうときのためにこの支援金が出されるとしたら、私は本当によかったと思っております。できれば、このことだけでなく、心のケアも含めていろんな方々に私たちが温かい言葉がかけてあげられる。そんな社会となることをお願いして、この議案に賛成としたいと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第64号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第64号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時19分散会
